

防整施第184号
令和3年1月8日
一部改正 防整施第14110号
令和5年6月30日
一部改正 防整施第14922号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
整備計画局施設整備官
整備計画局提供施設計画官
整備計画局施設技術管理官
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部企画課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官(補給)
陸上幕僚監部防衛部施設課長 殿
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部総務課長
防衛装備庁長官官房会計官
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
各地方防衛支局長
(長崎防衛支局長を除く。)
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公 印 省 略)

建設CALSの利用及び管理等に関する要領について（通知）

標記について、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第37条第1項の規定に基づき、建設CALSの利用及び管理等に関する要領を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、建設CALSに利用及び管理等に関する要領について（防整施第17549号。27.10.1）は、令和3年1月8日限りで廃止する。

添付書類：別紙

建設CALSの利用及び管理等に関する要領

第1 総則

1 目的

本要領は、建設CALSの利用及び管理に必要な事項を定め、信頼性及び安全性を高め情報保証を確保するとともに、効率的運用に寄与すること等を目的とする。

2 関連文書

この要領における用語は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20。以下「情報保証通達」という。）、情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（運情第9249号。19.9.20）、防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務処理要領について（防官情第2209号。18.3.24）、防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年自衛隊統合達第15号）、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（防官文第6174号。令和4年3月30日）、ファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について（防運情第5156号。19.5.22）及び取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27。以下「注意通達」という。）で定めるところによるほか、当該各号に定めるところによる。

3 用語の定義

（1）内部部局

大臣官房会計課、整備計画局施設計画課、整備計画局建設制度官、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官をいう。

（2）各機関

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛装備庁をいう。

（3）各幕

統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部をいう。

（4）地方防衛局等

各地方防衛局、各地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所をいう。

（５）基地・駐屯地等

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の各基地・駐屯地等及び情報本部、防衛装備庁の下部組織をいう。

（６）建設関係事業者

防衛施設建設工事電子入札システムの利用を認められた者をいう。

（７）建設ＣＡＬＳ

内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等及び基地・駐屯地等が所掌する防衛省の建設工事等に係る業務の情報を、内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等、基地・駐屯地等及び建設関係事業者において、通信ネットワークを利用して伝達及び蓄積管理する情報システムをいう。

（８）防衛施設建設工事電子入札システム

建設ＣＡＬＳのうち、地方防衛局等と建設関係事業者の間で、インターネットを経由して入札書等のデータをやり取りすることにより入札業務を行うシステムをいい、①契約事務支援システム、②入札説明書等ダウンロードシステム、③文書共有システムからなる。

（９）防衛施設建設情報管理システム（ＤＦＩＳ）

建設ＣＡＬＳのうち、防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）において策定された、防衛施設の現状と維持管理・更新等に関する情報を省全体で共有できる情報基盤として、施設のメンテナンスサイクルや維持、更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を実現するために整備したシステムをいい、①防衛施設電子納品保管管理サブシステム、②防衛施設維持管理サブシステム、③設計積算等データベースサブシステム及び④工事監督官資料作成サブシステムからなる。

（１０）電子計算機

建設ＣＡＬＳを構成する機器をいう。

第２ 運用管理体制

建設ＣＡＬＳにおける運用管理体制は次のとおりとする。なお、運用管理体制の概要図は、別紙第１のとおり。

（１）システム統括責任者

システム統括責任者は、整備計画局建設制度官とし、建設ＣＡＬＳの運用管理

全般に関する統括を行う。

(2) 統括システム管理者

統括システム管理者は、整備計画局建設制度官付総括班長とし、建設CALS全体の運用統制及び維持管理に係る実務を行うものとする。

(3) 統括システム管理者補助者

統括システム管理者は、その補助者として整備計画局建設制度官付、整備計画局施設計画課施設政策室及び整備計画局施設整備官付の職員の中から統括システム管理者補助者を指定するものとする。

(4) 統括システム管理者補助者の業務の範囲

統括システム管理者補助者の業務の範囲については、次のとおりとする。

課・室等の業務範囲	
建設制度官	・ 防衛施設建設工事電子入札システムに関すること ・ 防衛施設建設情報管理システムの調整に関すること
施設計画課 施設政策室	・ 防衛施設建設情報管理システムの企画・立案に関すること ・ 防衛施設維持管理サブシステムのうち、移動端末に係る各機関、各幕及び地方防衛局等との調整に関すること
施設整備官	・ 防衛施設維持管理サブシステムのうち、移動端末以外に係る各機関、各幕及び地方防衛局等との調整に関すること ・ 防衛施設電子納品保管管理サブシステムに関すること ・ 設計積算等データベースサブシステムに関すること ・ 工事監督官資料作成サブシステムに関すること

(5) 内部部局システム管理者

内部部局システム管理者は、整備計画局建設制度官とし、システム統括責任者の指示の下に、内部部局システム運用管理者及び内部部局のシステム担当者を指揮し、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

(6) 各機関システム管理者

各機関システム管理者は、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校企画部情報システム課長、防衛研究所企画部総務課長、情報本部総務部総務課長、防衛装備庁長官官房会計官とし、システム統括責任者の指示の下に、各機関シス

テム運用管理者、各機関及び基地・駐屯地等のシステム担当者を指揮し、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

(7) 各幕システム管理者

各幕システム管理者は、統合幕僚監部後方補給官（補給）、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長とし、システム統括責任者の指示の下に、各幕システム運用管理者、各幕及び基地・駐屯地等のシステム担当者を指揮し、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

(8) 地方防衛局等システム管理者

地方防衛局等システム管理者は、各地方防衛局調達部長、各地方防衛支局長（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所長とし、システム統括責任者の指示の下に、地方防衛局等システム運用管理者及び地方防衛局等のシステム担当者を指揮し、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

(9) 内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム管理者補助者

内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、内部部局、各機関、各幕及び地方防衛局等の職員の中から知見を有する者を自らの補助者として指定するものとし、補助者は内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者の補助をするものとする。

なお、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム管理者補助者を指定又は変更した場合には統括システム管理者を通じてシステム統括責任者にシステム管理者補助者等の指定（変更）について（付紙様式第1）を速やかに通知するものとする。

(10) 内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者

内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者は、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者が、内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等及び基地・駐屯地等の職員の中から指定するものとし、運用管理に係る事項について課室等の取りまとめ、連絡調整を行う。

なお、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を指定又は変更した場合には統括システム管理者を通じてシステム統括責任者にシステム管理者補助者等の指定（変更）について（付紙様式第1）を速やかに通知するものとする。

(11) システム担当者

システム担当者は、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者が建設CALSを利用する課室等の単位ごとに職員の中から指定するものとし、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者又は内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者の指示の下に、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

なお、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、システム担当者を指定又は変更した場合には統括システム管理者を通じてシステム統括責任者にシステム管理者補助者等の指定（変更）について（付紙様式第1）を速やかに通知するものとする。

(12) システム利用者

システム利用者は、情報保証訓令第28条第1項に基づき、建設CALSの利用を認められた大臣官房職員（会計課に限る。）、整備計画局職員（施設計画課、建設制度官、施設整備官及び提供施設計画官に限る。）、各機関、各幕、地方防衛局等、基地・駐屯地等の職員及び建設関連事業者とする。

第3 情報保証体制

建設CALSにおける情報保証体制は次のとおりとする。なお、情報保証体制の概略図は、別紙第2のとおり。

(1) 情報システム情報保証責任者

情報保証訓令第7条第1項に規定する情報システム情報保証責任者は、整備計画局建設制度官とする。

(2) 情報システム情報保証責任者補助者（システム管理担当）

情報保証訓令第7条第2項に規定する情報システム情報保証責任者補助者（システム管理担当）は、整備計画局建設制度官付総括班長とする。

(3) 情報システム情報保証責任者補助者（内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等運用管理担当）

情報保証訓令第7条第2項に規定する情報システム情報保証責任者補助者（内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等運用管理担当）は、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者とする。

(4) システム運用管理者

システム運用管理者は、第2（10）において指定された者とし、情報保証に係る事項について、課室等の取りまとめ、連絡調整を行う。

（5）システム担当者

システム担当者は、第2（11）において指定された者とし、情報保証に係る事項について、課室等内の取りまとめ、課室等内作業及び連絡調整を行う。

（6）情報システム運用者

情報保証訓令第9条第1項に規定する情報システム運用者は、整備計画局建設制度官付総括班長とする。

（7）情報システム情報保証認証者

情報保証訓令第9条第2項に規定する情報システム情報保証認証者は、整備計画局サイバー整備課長とする。

第4 注意電子計算機情報の取扱い体制

建設CALSにおける注意通達第9第1項の規定により整備計画局長が指定するシステム担当統括管理者は整備計画局建設制度官とし、注意通達第9第3項の規定により、整備計画局長が指定するシステム担当管理者及び注意通達第9第6項の規定による協議により定めるシステム担当管理者は、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者とする。

なお、システム担当統括管理者及びシステム担当管理者としての責務を負う範囲は、注意電子計算機情報（注意通達第8に規定する注意電子計算機情報をいう。以下同じ。）とし、「部内限り」「注意」「対外厳秘」と表示されているもののほか、「担当者限り」「厳重注意」等客観的に取扱い上の注意を要する電子計算機情報であることが認識されるよう表示されているものも含む。

第5 建設CALS運用調整会議

建設CALSの運用管理に係る事項について、必要な検討及び調整を行うため、建設CALS運用調整会議（以下「運用調整会議」という。）を置き、構成等は（1）及び（3）のとおりとする。また、運用調整会議の下に、運用調整会議が指示する事項について必要な検討及び調整を行うため、調整部会を置き、構成等は（2）及び（3）のとおりとする。

（1）運用調整会議の構成

議長	システム統括責任者（情報システム情報保証責任者）
副議長	統括システム管理者（情報システム情報保証責任者補助者（システム管理担当））

メンバー	内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者（情報システム情報保証責任者補助者（内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等運用管理担当））
------	---

（２）調整部会の構成

調整部会の部会長は、副議長とし、その他の構成は議長が定めるものとする。

（３）開催時期

運用調整会議及び調整部会は、その都度、開催する。

第６ 運用及び管理に係る全般的事項

１ 建設ＣＡＬＳの運用時間等

（１）運用時間

建設ＣＡＬＳの運用時間は２４時間とする。

ただし、システム統括責任者が運用上必要と認める場合又はサイバー攻撃等の事態が発生した場合（予想される場合を含む。）は、システム統括責任者がこれを変更することができる。

（２）運用の中断等

ア システム統括責任者は、建設ＣＡＬＳの保守等に関する予定について内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者に連絡するものとする。

イ システム統括責任者は、保守等によりシステム運用を中断した場合又は中断する必要性が生じた場合及び中断後システムを再開した場合には、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者に連絡する。

ウ 上記イにかかわらず、緊急の場合には、システム統括責任者は連絡することなく運用中断できる。この際、電話連絡等の手段により内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者に速やかに連絡するものとする。

２ 建設ＣＡＬＳで取り扱う情報の範囲

建設ＣＡＬＳで取り扱う情報は注意電子計算機情報以下とする。

３ 証跡管理

統括システム管理者は、情報保証訓令第30条に規定する証跡管理について、システム利用者による建設CALSへのアクセス記録等の証跡を改修又は更新まで保存するものとする。

4 暗号化機能

建設CALSで取り扱う電子計算機情報の秘匿措置を講じるため、建設CALSには情報保証訓令第16条に定められた暗号化機能を設けており、暗号化機能の解除を行わない限り、電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納する際には自動的に暗号化される。暗号化機能に係る手続等については、第1第2項関連文書の定義による。

なお、暗号化機能解除の手続の流れは、別紙第3のとおり。

5 運用及び管理に対する協力

内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、建設CALSの効率的な運用のため、システム統括責任者及び統括システム管理者に対し、連絡・調整等、必要な協力を実施するものとする。

6 システム利用者の責務

(1) 秘密のデータの取扱いの禁止

システム利用者は、建設CALSで秘密電子計算機情報（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第14条第1項に規定する秘密電子計算機情報をいう。）、特定秘密電磁的記録（特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第2条に規定する特定秘密電磁的記録をいう。）及び特別防衛秘密電子計算機情報（特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第13条第1項に規定する特別防衛秘密電子計算機情報をいう。））を取り扱ってはならない。

(2) 業務目的外の使用禁止

システム利用者は、業務目的以外で建設CALSを使用してはならない。

(3) ID及びパスワードの管理

システム利用者は、付与されたID、パスワード又はログインに使用するICカード等を適切に管理しなければならない。

第7 運用及び管理に係る手続等

建設CALSの運用及び管理に係る各種の手続等について以下に示す。

1 システム利用者の登録等

建設CALSのシステム利用者について、その利用者情報の登録等をするための手

続等については、次のとおりとする。なお、基本的な系統図は、別紙第４のとおりにする。

(１) システム利用者の登録等

システム利用者の登録等に係る手続等については、次のとおりとする。

ア システム統括責任者は、システム利用者に付与するＩＤ及びパスワードを決定し、統括システム管理者にシステム利用者情報の登録等必要な措置を行わせる。

イ 統括システム管理者は、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者及び内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を通じてシステム担当者に、当該システム利用者のＩＤ及びパスワードを通知する。

(２) 利用者情報の管理

統括システム管理者は、利用者情報を管理台帳により適切に管理しなければならない。

２ パスワードの初期化

システム担当者は、システム利用者がパスワードを他者に漏洩又は失念したときなど必要がある場合には、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者及び内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を通じて、統括システム管理者にパスワード初期化を依頼する。統括システム管理者から新たなパスワードの通知を受けた後、システム担当者はシステム利用者に当該パスワードを通知するとともに、パスワード変更を速やかに行わせる。

３ 可搬記憶媒体の利用

建設ＣＡＬＳで使用することができる可搬記憶媒体は、情報保証訓令第４３条に基づく部隊等情報保証責任者による集中保管が行われているものに限る。

４ 移動端末の管理

(１) 移動端末とは防衛施設建設情報管理システムで使用するタブレット端末及び外付けのキーボードや液晶モニタを接続することにより、資料作成が容易に行うことができるものをいう。

(２) システム利用者は、移動端末については持ち出し先での盗難防止に努めなければならない。

(３) システム担当者は、移動端末の使用者、利用期間、型式等利用する目的について機器等管理簿（付紙様式第２）により管理するものとし、保管に当たっては鍵

のかかる書庫等の適切な保管容器を用いること。

5 コンピュータウイルス等の感染防止

- (1) システム利用者は、可搬記憶媒体から情報システムに電子計算機情報を取り込む場合には、ウイルス対策ソフトによりコンピュータウイルス等の不正プログラムの有無を事前に確認しなければならない。
- (2) システム利用者は、不審なファイルを実行しないこと等によりコンピュータウイルス等の感染防止に努めなければならない。

6 障害発生時の対処

建設CALS機器に障害が発生した場合の対処については、次のとおりとする。
なお、障害発生時の対処の系統図を別紙第5のとおりとする。

(1) 障害発生時に係る速報

システム担当者又はシステム利用者は、建設CALS機器に障害が発生したと思われる場合には、内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を通じて、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者に連絡を行い、障害の切り分け、応急措置等に係る指示に従う。

(2) 障害発生に係る通知

内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、前項の連絡を受けた場合、障害内容について統括システム管理者に通知を行う。

(3) 障害復旧に係る措置

統括システム管理者は、建設CALSの障害発生内容について、情報システム情報保証責任者に報告するとともに、当該障害原因ログの記録等、障害復旧措置に必要となる情報を収集し、障害復旧のために必要な措置を実施する。システム担当者は、統括システム管理者からの指示に従い、速やかな障害復旧に協力する。

7 システムの変更

建設CALSのシステム変更に係る手続き等については、次のとおりとする。

(1) ソフトウェアの変更

システム担当者又は内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者は、ソフトウェアのインストール、アンインストールを行う必要がある場合に

は、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者及び内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を通じて、統括システム管理者にシステム変更申請書（付紙様式第3）により申請する。

統括システム管理者は、前項の申請に係る情報保証上の影響について情報システム情報保証責任者に照会し、問題がないと認めた場合は、当該申請に係るソフトウェアの変更を実施するものとする。

（2）周辺機器等の増設等

システム担当者又は内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者は、建設CALS端末等及び周辺機器の増設又は撤去（以下「増設等」という。）を行う必要がある場合には、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者及び内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を通じて、統括システム管理者にシステム変更申請書（付紙様式第3）により申請する。

統括システム管理者は、前項の申請に係る情報保証上の影響について情報システム情報保証責任者に照会し、問題がないと認めた場合は、当該申請に係る周辺機器等の増設等を実施するものとする。

（3）システム設定の変更

システム担当者又は内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者は、建設CALSの利用アカウント変更等、システム設定について変更を行う必要がある場合には、内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者及び内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者を通じて、統括システム管理者にシステム変更申請書（付紙様式第3）により申請する。

統括システム管理者は、前項の申請に係る情報保証上の影響について情報システム情報保証責任者に照会し、問題がないと認めた場合は、当該申請に係るシステム設定の変更を実施するものとする。

8 情報システムに関する文書の整備等

統括システム管理者は、システムの構成及び仕様等の情報が記載された文書を適切に管理するものとする。

9 複製の保存

統括システム管理者は、定期的に電子計算機情報の複製を作成し保存するものとする。ただし、複製は自動バックアップ機能により代替させることができる。

10 電子計算機の管理

- (1) 電子計算機は職場から持ち出して使用してはならない。ただし、移動端末については、この限りではない。
- (2) システム担当者は、電子計算機をワイヤーで机等に固定の上当該ワイヤーを施錠すること。ただし、ワイヤーで机等に固定することが困難な形状又は職場内に限り移動して使用することが多い電子計算機の場合は、使用しないときに鍵のかかるロッカー等に保管するものとする。
- (3) 前号において使用する鍵及び電子計算機は、システム担当者が管理するものとする。

1 1 利用者教育

システム利用者等が建設CALSを適切に利用するために実施する利用者教育等については、次のとおりとする。

(1) 利用者等への教育の実施

内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者は、システム利用者全体に対して、建設CALSを取り扱うために必要な情報保証、操作方法や各種手続等に関する教育を年1回以上実施し、教育実施状況記録（付紙様式第4）を適切に管理するものとする。

(2) 利用者教育用資料の作成

統括システム管理者は、内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者によるシステム利用者等への教育に活用するための教育資料を作成する。また、内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等システム運用管理者は、システム利用者等への教育を実施する際には、統括システム管理者が作成する教育資料のほか、内部部局・各機関・各幕・地方防衛局等の個別事項に係る教育資料等を作成し活用することができる。

1 2 サイバー攻撃等の発生時等の対処

サイバー攻撃等が発生した場合（そのおそれがある場合を含む。）の対処については、情報保証通達第11「サイバー攻撃等への対処について」によるほか、次の各号に示すとおりとする。

なお、サイバー攻撃等発生時の対処の系統図は別紙第6のとおり。

(1) 情報システム情報保証責任者への通報

システム担当者又はシステム利用者は、サイバー攻撃等が発生したこと又はそのおそれがあることを検知した場合には、速やかに情報システム情報保証責任者に通報し、その指示に従わなければならない。また、所属するシステム運用管理者を通じて情報システム情報保証責任者補助者（内部部局、各機関、各幕、地方

防衛局等運用管理担当)に対しても、事案発生等について通報しなければならない。

(2) 情報システム情報保証責任者による措置

情報システム情報保証責任者は、システム担当者又はシステム利用者からサイバー攻撃等の発生又はそのおそれがあることの通知を受けた場合には、当該通報について事案発生機関以外の機関等の情報システム情報保証責任者補助者(内部部局、各機関、各幕、地方防衛局等運用管理担当)へ通報するとともに、その状況に応じて、統括システム管理者等に対し、応急措置及び復旧措置について指示を行う。

第8 その他

1 統括システム管理者への委任

統括システム管理者は、この要領の実施に関し必要な細部事項について定めることができる。

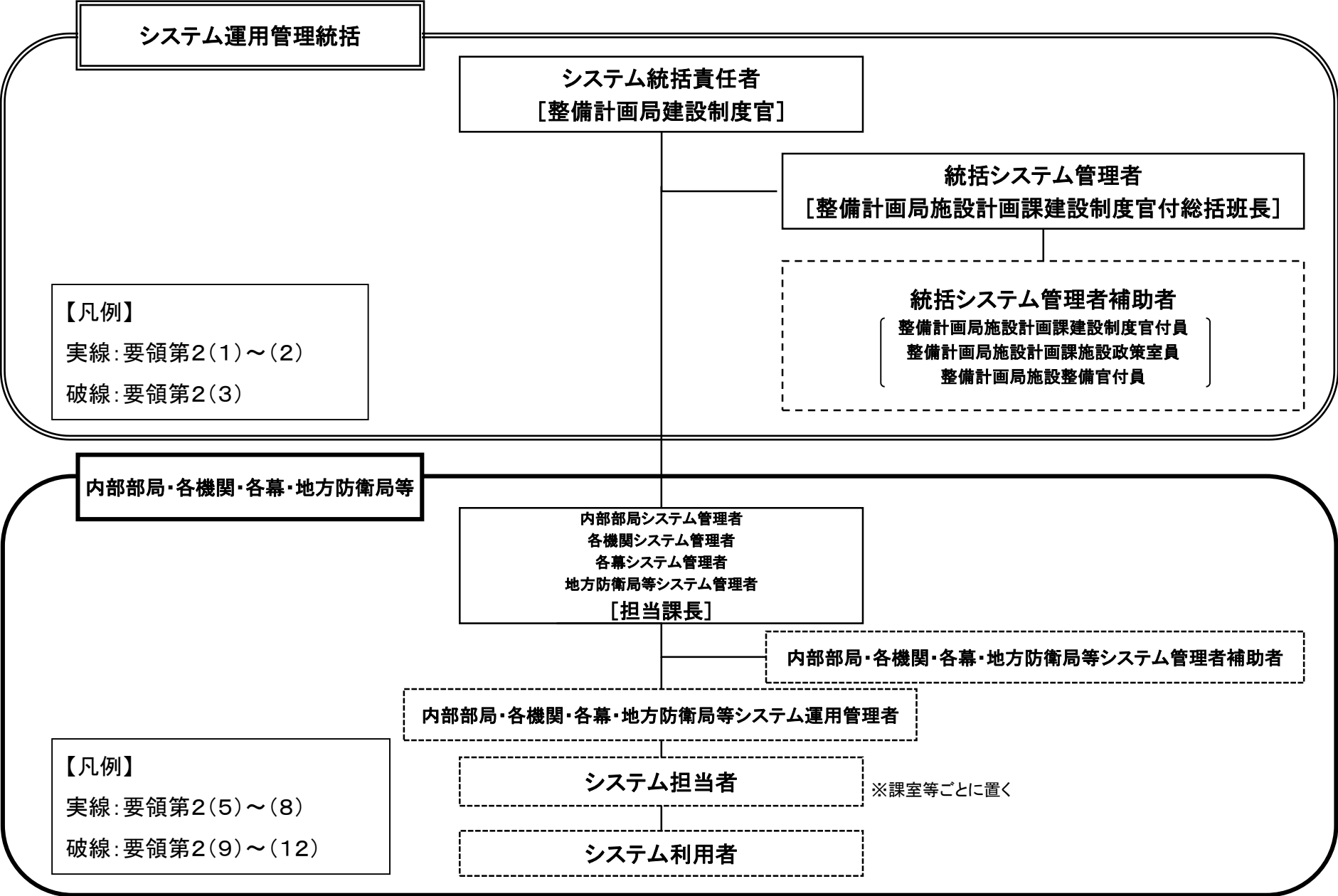
2 内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者、地方防衛局等システム管理者への委任

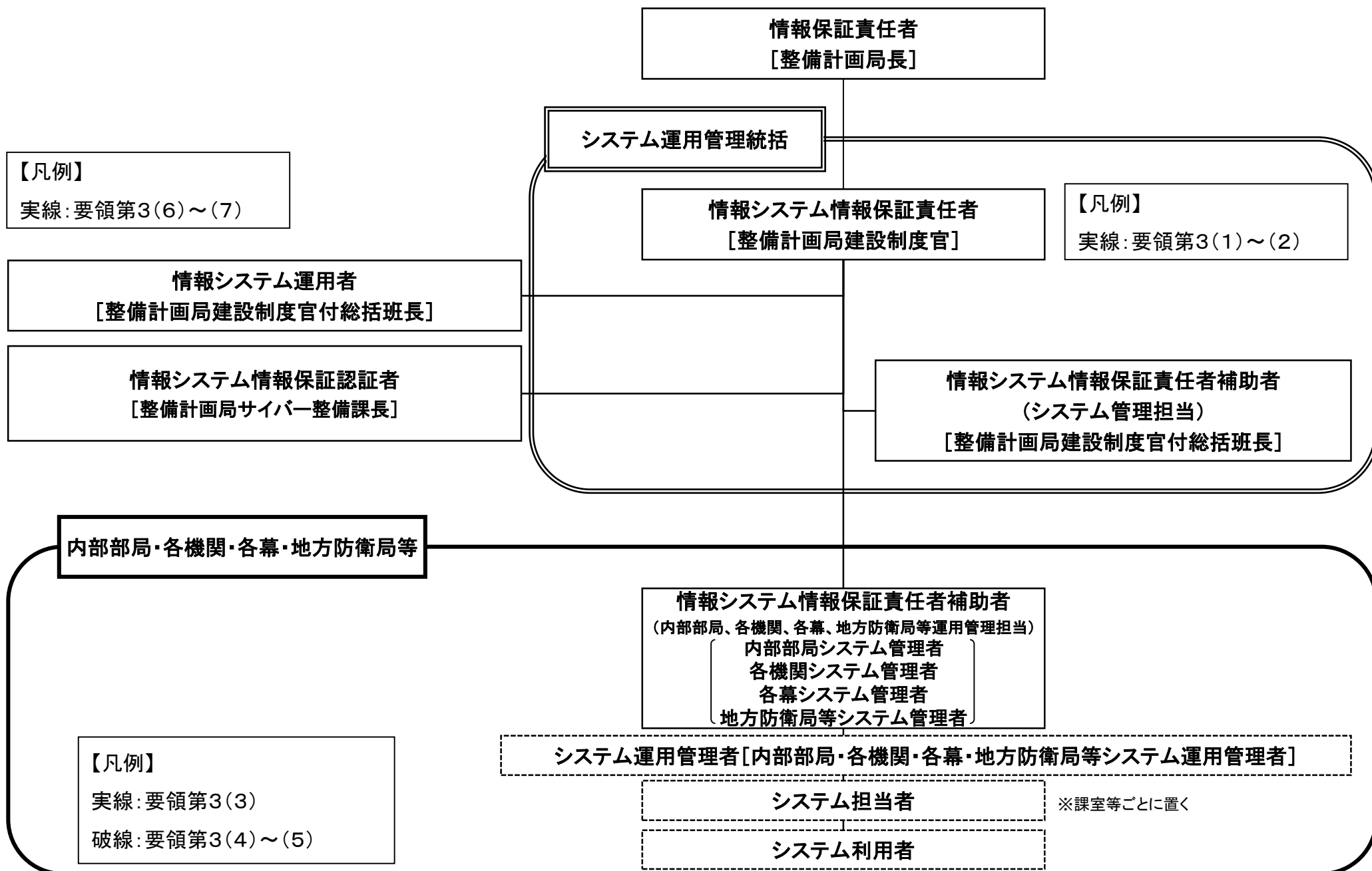
内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、この要領の実施に関し必要な細部事項について定めることができる。内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、内部部局、各機関、各幕及び地方防衛局等におけるこの要領の運用に必要な細部事項について定めた場合(改正、廃止等した場合を含む。)には、システム統括責任者に報告しなければならない。

3 例外規定

内部部局システム管理者、各機関システム管理者、各幕システム管理者及び地方防衛局等システム管理者は、建設CALSの運用に関してこの要領により難しい場合には、システム統括責任者と協議の上決定する。

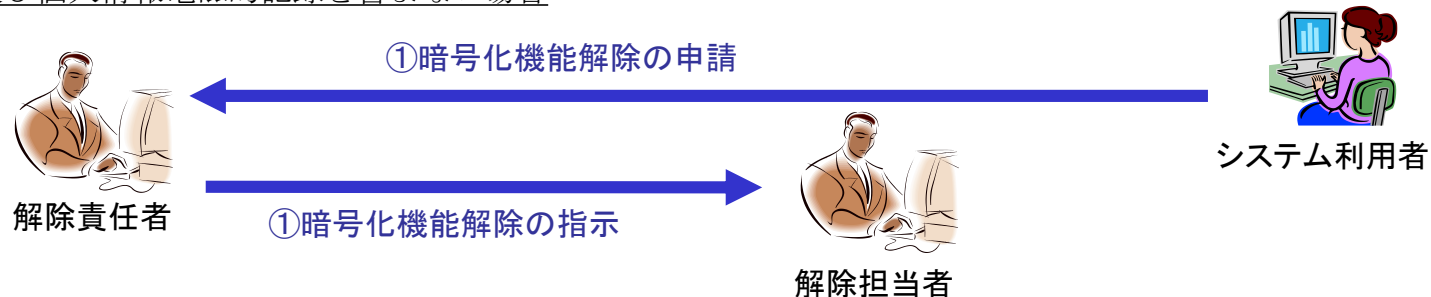
運用管理体制



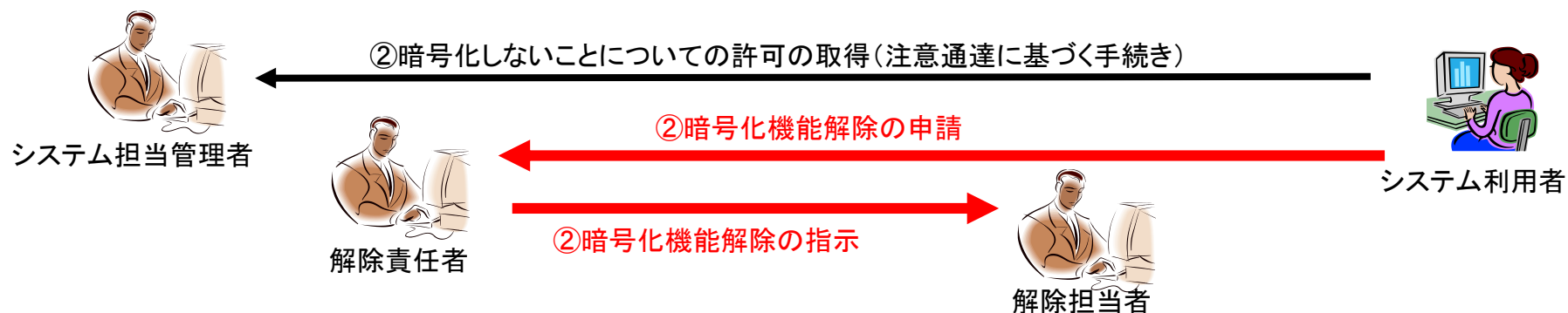


暗号化機能解除の手続きの流れ

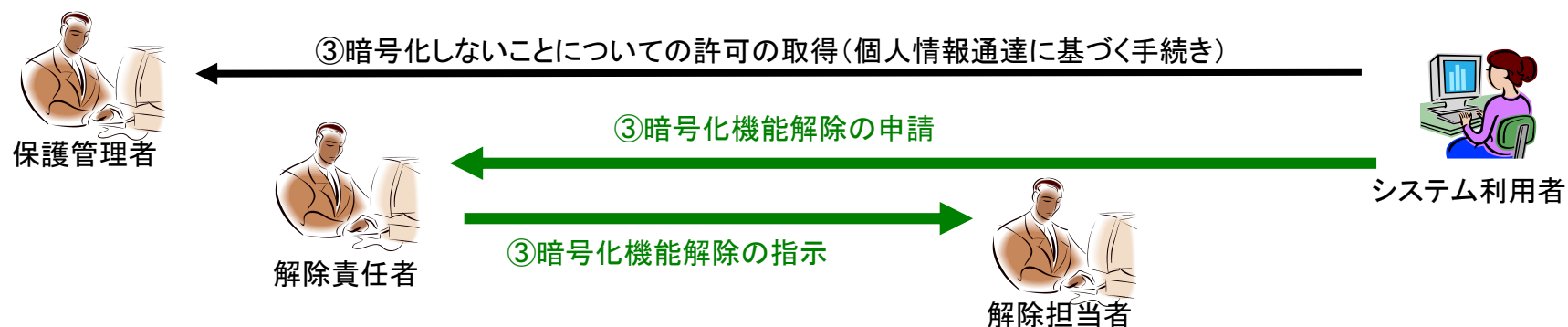
① 注意電子計算機情報及び個人情報電磁的記録を含まない場合



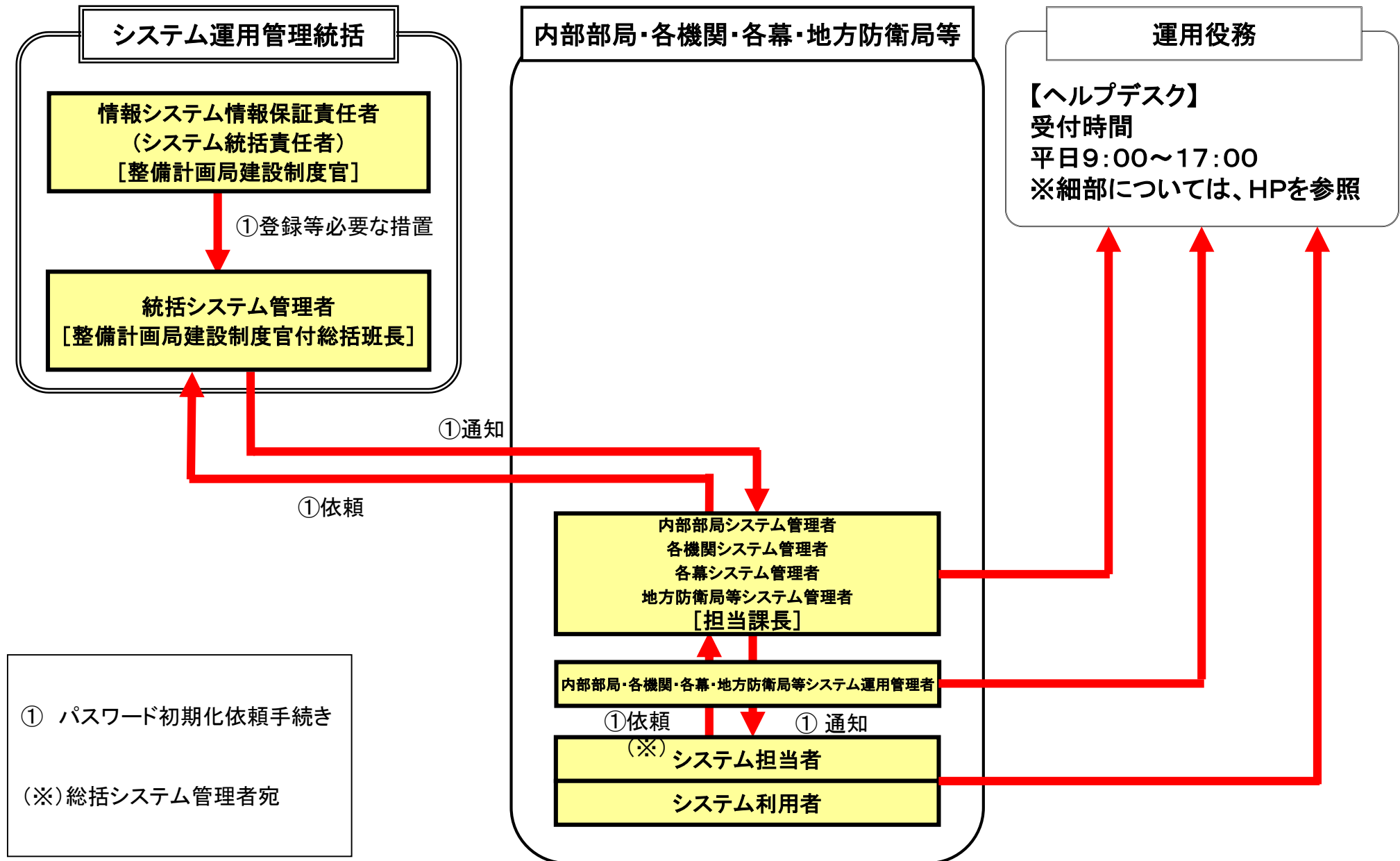
② 注意電子計算機情報を含む場合



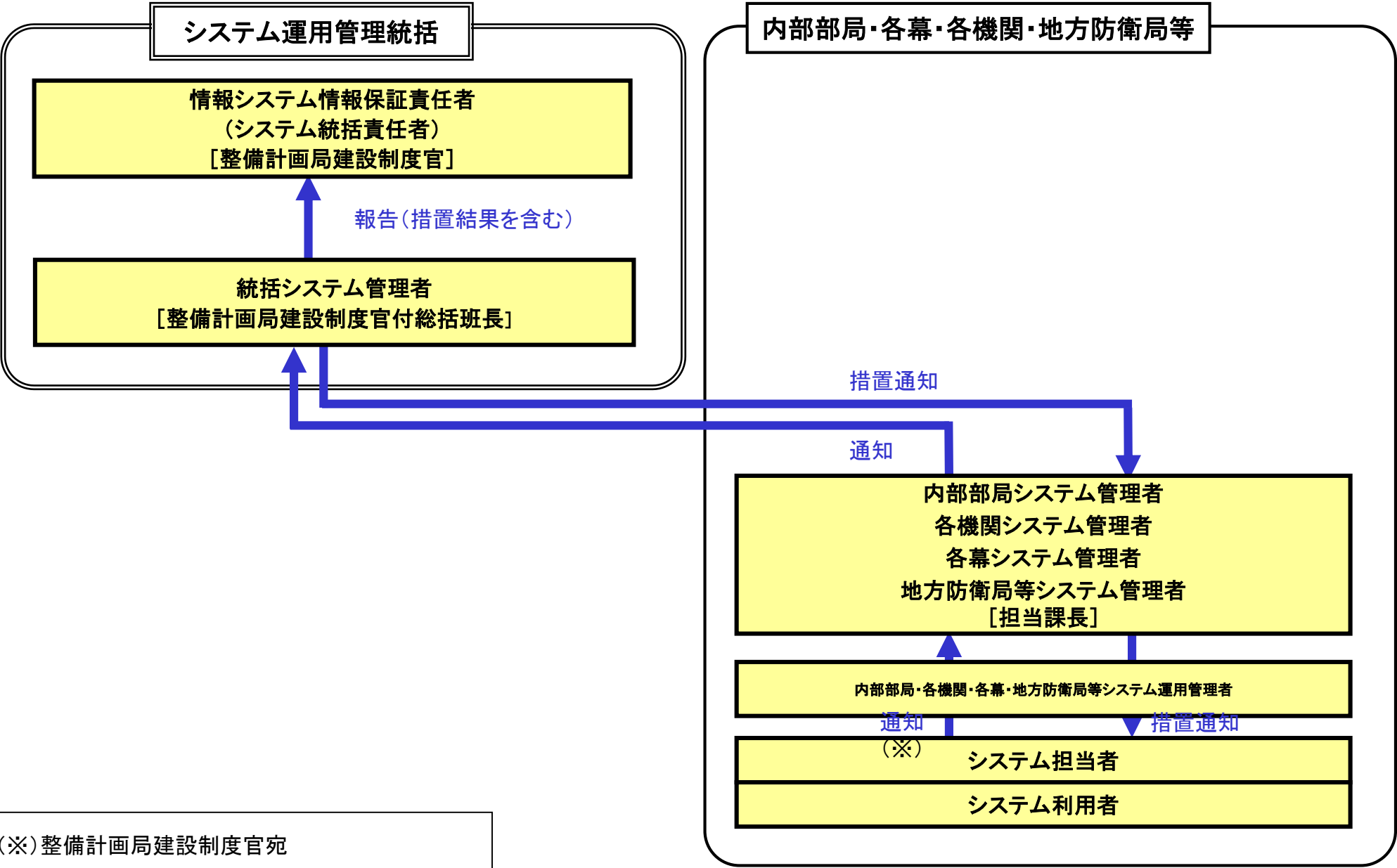
③ 個人情報電磁的記録を含む場合



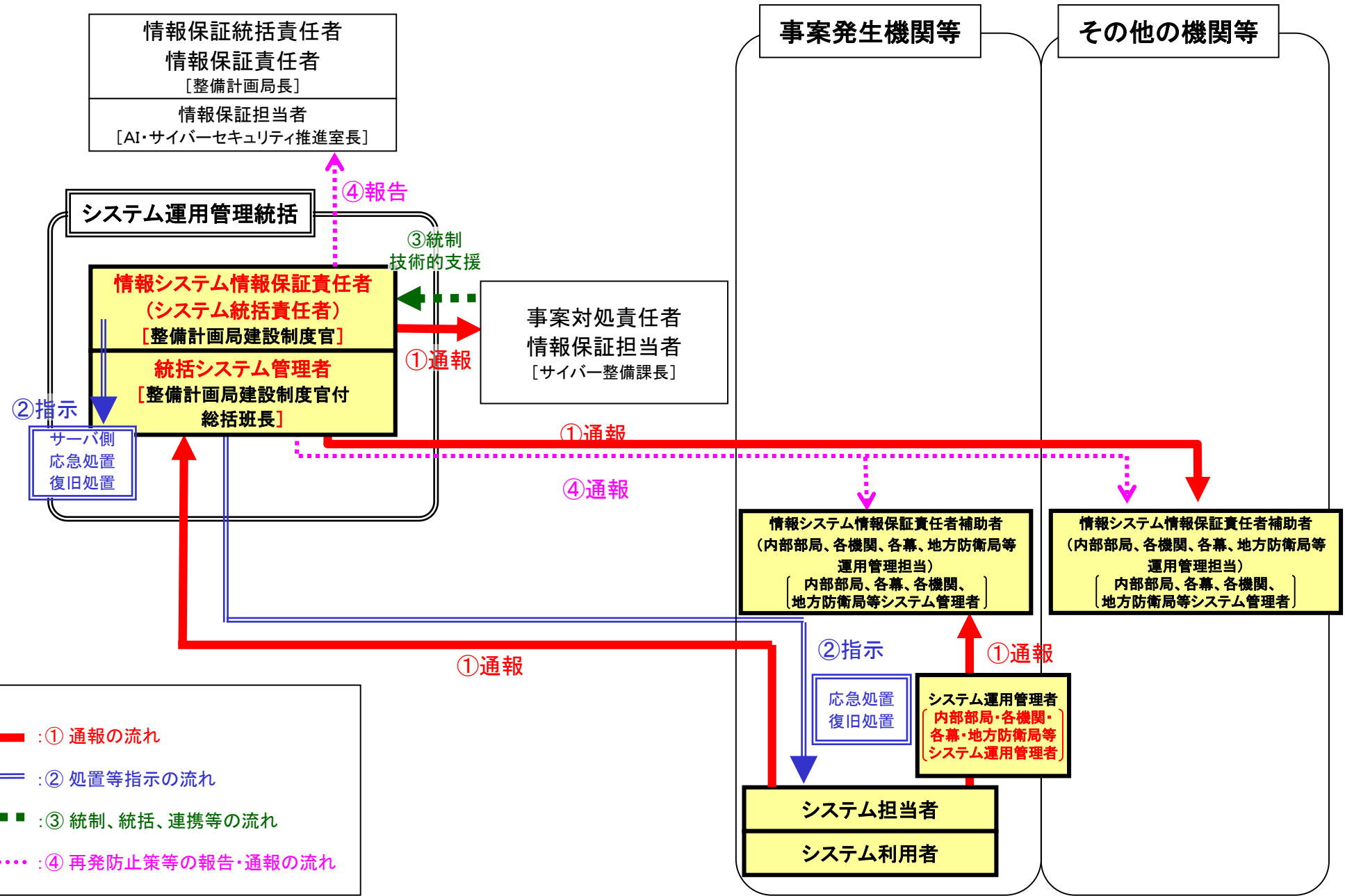
運用及び管理に係る手続の基本的な系統図



障害発生時の対処の系統図



サイバー攻撃等発生時の対処の系統図



システム統括責任者 殿
(統括システム管理者気付)

〇〇局
△△システム管理者

△△システム管理者補助者等の指定について (通知)

標記について、「建設 C A L S の利用及び管理等に関する要領について(通知)(防整施第 1
8 4 号。令和 3 年 1 月 8 日)」第 2 (9) 、 (10) 及び (11) に基づき下記のとおり通知す
る。

記

運用管理者等	部 署 名	役職名	備考
△△システム管理者補助者	〇〇課	〇〇課長	
△△システム運用管理者	〇〇課	〇〇課長	
△△システム運用管理者	〇〇課	〇〇課長	
システム担当者	〇〇課	〇〇係長	
システム担当者	〇〇課	〇〇係長	

記載要領

- 1 システム管理者補助者等の指定については、原則として役職指定とする。
- 2 様式については、適宜修正し使用するものとする。

システム統括責任者 殿
(統括システム管理者気付)

〇〇局
△△システム管理者

△△システム管理者補助者等の変更について (通知)

標記について、「建設 C A L S の利用及び管理等に関する要領について(通知)(防整施第 1 8 4 号。令和 3 年 1 月 8 日)」第 2 (9) 、 (10) 及び (11) に基づき下記のとおり通知する。

記

運用管理者等	部 署 名	変 更 前	変 更 後	備 考
		役 職	役 職	
△△システム管理者補助者	〇〇課	〇〇課長	△△課長	
△△システム運用管理者	〇〇課	〇〇課長	△△課長	
△△システム運用管理者	〇〇課	〇〇課長	△△課長	
システム担当者	〇〇課	〇〇係長	△△係長	
システム担当者	〇〇課	〇〇係長	△△係長	

- 記載要領
- 1 システム管理者補助者等の指定については、原則として役職指定とする。
 - 2 様式については、適宜修正し使用するものとする。

機器等管理簿

付紙様式第2

システム名称	管理番号	型式
建設CALS	〇〇〇〇	△△△△

利用期間 (年月日～年月日)	使用者名	使用目的	備 考
〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	防衛 一郎	データ入力作業	

記載要領
1 様式については、適宜修正し使用するものとする。

システム変更申請書

情報システム情報保証責任者
整備計画局建設制度官 殿
統括システム管理者
整備計画局建設制度官付総括班長気付

機関等：
システム担当者所属：
システム担当者氏名：
内線番号：

標記について、「建設 C A L S の利用及び管理等に関する要領について(通知)(防整施第 184 号。令和 3. 1. 8)」第 7 第 7 項 (1) ～ (3) の規定に従い、システムの変更について、下記のとおり申請する。

記

変 更 種 別	ソフトウェア ・ 周辺機器 ・ システム設定
変 更 区 分	インストール ・ アンインストール ・ 増設 ・ 撤去
変更を行う理由	
変更の実施希望日	
その他特記事項	
ソフトウェア名	
バージョン	
周辺機器名	
製造又は販売元等	
利用者	
管理番号	

記載要領

- 1 変更種別、変更区分については適宜記載内容を変更する。
- 2 様式については、適宜修正し使用するものとする。

教育実施状況記録（第 7 第 1 1 項（1））

機関等：

実施日	実施者	実施手段	教育内容	被教育者
□. □. □	△△システム運用管理	電子メールの送付及び電話による連絡	1. 情報保証に関する教育資料について（建設CALS用教育資料）の送付 2. 建設CALSにおける内部監査の対応について資料送付	利用者

記載要領
1 様式については、適宜修正し使用するものとする。